

認可保育所 整備事業者募集要項

令和 7 年度整備

保育所新設

令和 7 年 5 月

千葉市こども未来局

幼児教育・保育部幼保支援課

目次

はじめに	2
1 募集の概要について	2
(1) 保育所とは	2
(2) 募集区分	4
(3) 募集地域	4
(4) 整備時期	4
2 認可保育所の整備について	5
(1) 運営主体	5
(2) 整備条件	5
(3) 定員	5
3 施設整備について	6
(1) 施設整備について	6
(2) 屋外遊戯場	6
(3) 調理室	7
(4) 送迎車用駐車場及び駐輪場	7
(5) 施設整備に係る補助制度	7
4 認可保育所の運営について	7
(1) 保育内容	7
(2) 開園時間	7
(3) 休園日	7
(4) 給食	7
(5) 経理	8
(6) 通常保育以外の保育サービス	8
(7) 苦情処理	9
(8) 個人情報の保護について	9
(9) その他の注意事項	9
5 職員配置について	9
6 申請手続きについて	9
(1) 応募資格	9
(2) 申請手続	10
(3) 事前相談・質問等	10
(4) 応募及び整備スケジュール	10
(5) ヒアリング等について	11
(6) その他	11
7 補助制度等について	12
(1) 保育所施設整備の補助制度	12
(2) 運営に関する補助制度等	12
8 研修について	133
9 選考について	13
(1) 選考基準	13
(2) 選考方法について	13
10 その他	144

はじめに

今回の募集は、平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」の枠組みのもと、令和8年4月1日開園に向けた、保育所認可及び整備補助金交付の審査に係る申請について受け付けるものです。

保育所認可の審査を希望する法人は、本要項、添付資料及び、児童福祉法、千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）、千葉県私立保育所設置認可要綱（以下「認可要綱」という。）等の関係法令・規程を熟読のうえ、本市との事前協議を行ってください。

1 募集の概要について

（1）保育所とは

千葉県では、公立の保育所には「〇〇保育所」、民間の保育所には「〇〇保育園」と名前を使い分けていますが、いずれも児童福祉法上の「保育所」です。（以下、公立・民間を問わず認可保育所全般を指し示す場合は「保育所」、民間の認可保育所を限定して指し示す場合は「民間保育園」と表記する。）

児童福祉法第24条では、市町村は、保護者の就労や病気などにより保育をする人がいない就学前の子どもを、保育所で保育しなければならないと定めており、ここでいう「保育所」とは、公立民間を問いません。

なお、「保育所」となるには、保育室の広さ、保育士の数、給食設備等の一定基準を満たし、都道府県知事（又は政令市・中核市長）の認可を受ける必要があり、「認可外保育施設」とは区別されます。

認可保育所（園）と認可外保育施設の違いは、下表のとおりです。

＜認可保育所と認可外保育施設の違い＞

区分	認可保育所（園）	認可外保育施設
入所申込	市へ申し込み	各園へ申し込み
入所決定	市が決定	各園が決定
保育料決定	市が決定	各園が独自に決定
保育料徴収	市が徴収	各園が徴収
運営費の負担	公費負担	各園の自己負担

※ 開設する保育所の名称については、県内に同一名称の認可事業所がないことのほか、既存施設の名称と同じ語句が含まれるなど、紛らわしい名称でないことを条件とし、原則として「〇〇保育園」としてください。（「保育所」、「保育ルーム」、「託児室」等の名称使用は不可。）

認可保育所では入所児童の決定を市が行いますが、定員数までの児童の入所を保証するものではありません。

<認可保育所と幼稚園の違い>

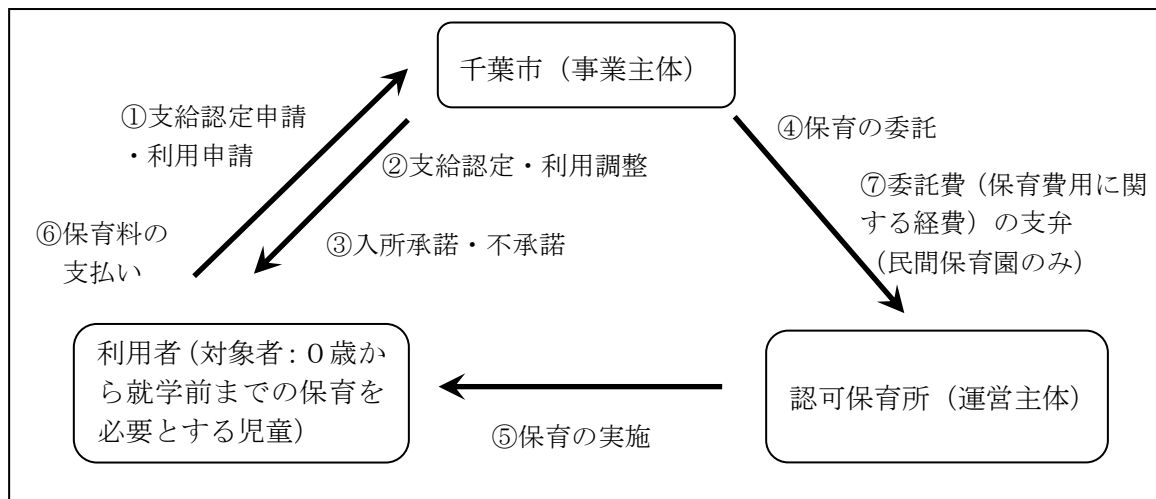
区分	認可保育所（園）	幼稚園
役割	保護者の就労等により保育を必要とすると認定を受けた、乳児又は幼児等を保育する <u>児童福祉施設</u>	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う <u>学校</u>
設置・運営主体	設置主体制限なし 運営委託（公設民営）が可能	国、地方公共団体、学校法人が設置。運営委託は不可
入園	<u>保護者と市町村の契約</u> （保育所の設置主体に関係なく、市町村に保育の実施義務がある）	保護者と幼稚園設置者の契約
教育・保育内容	保育所保育指針	幼稚園教育要領
給食	<u>義務</u>	任意
1日の教育・保育時間	原則、一日11時間以上 （夏休みなどの <u>長期休業なし</u> ）	一日4時間が標準 （夏休みなどの長期休業あり）
保育料 ※	<u>市町村ごとに家庭の所得等を勘案して設定</u> <u>保育料は市町村に納付</u>	設置者が定める 保育料は幼稚園に納付

※ 保育料の無償化について

幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月から、3歳以上児の基本保育料及び3歳未満児の市民税非課税世帯の基本保育料が無償になりました。

また、保育所や認定こども園における保育が必要な3歳以上児の副食代は、これまで基本保育料に含まれていましたが、主食代と同様、実費徴収になりました。

<【参考】認可保育所利用の仕組み>



※ 認定こども園や、地域型保育事業（小規模保育事業等）については、利用の仕組みが上記の枠組みと異なります。

(2) 募集区分

区分	概要	審査内容	か所数	対象	整備 の目安
補助型 ※1	補助金を活用して、 <u>賃貸物件を改修</u> し、認可保育所を設置するもの。	・基準を満たし、認可保育所としての適正な運営を行うことができるか。 ・補助金の交付に値する整備内容であるか。	2 か所 ※2	法人格を有するもの (政治的な目的のために結成された法人を除く) ※3	30 人以上
自主整備型	千葉市から補助金を受けずに施設整備を行うことにより、認可保育所を設置するもの。 ※選考において加点があります	・基準を満たし、認可保育所としての適正な運営を行うことができるか。			—

- ※1 補助型を活用する場合は、令和7年度中の着手・完成及び令和8年4月の開園が必要です。
- ※2 同一法人等による同一地域での複数申請は不可とします。また、同一地域で募集か所数を超える応募があった場合は、選考の上、選定します。ただし、直近の保育需要の動向を踏まえ、複数選定する場合があります。
- ※3 令和5年4月1日から継続して、認可保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業における事業所内保育事業又は小規模保育事業（C型を除く）、都道府県又は市町村等から認定等を受け、運営費が補助されている認可外保育施設（千葉市保育ルーム、東京都認証保育所等）を適切に運営していること。

(3) 募集地域

重点整備地域	・ JR 海浜幕張駅から概ね 1.5 k m 以内 ※当該地域においては、物件確保が困難であることを鑑み、既に認可保育所等が入居している商業施設等であっても、市との協議により認める場合があります。
--------	--

- ※ 重点整備地域は、開園前6か月から開園後5年間までの賃借料について、一定の要件を満たす場合は、補助の対象となります。(別添7)
- ※ 補助型・自主整備型を問わず、既存の保育施設からの距離によっては、事業計画の見直しを求める場合があります。
- ※ 補助型・自主整備型を問わず、整備予定地から一定の範囲内（風俗営業等を実施する施設の種類により異なる）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける施設が存在し、ビルの所有者や店舗事業者から施設設置の同意が得られない等、環境の改善が見込まれない場合や現在当該施設がない場合でも、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年千葉県条例第31号）により、一定の業種が許容されている地域など、近隣の状況によっては、児童の育成環境としての適性を勘案して、当該整備予定地での整備は認められません。
- ※ 幼保運営課のホームページにおいて、施設・事業所ごとの直近の入所児童数及び入所待ち児童数を公表しておりますので、ご活用ください。
(<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/yojikyoku/unei/nyuusyomatiitiran.html>)。

(4) 整備時期

認可保育所としての開園は、令和8年4月1日に行うこととします。（補助型は厳守。自主整備型で令和8年4月より前の開園を希望する場合は応相談とします。）

2 認可保育所の整備について

(1) 運営主体

- ア 別添1に掲げる要件を満たす法人（政治的な目的のために結成された法人を除く。）であること。
- イ 申請者及び法人代表者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき、税及び各種利用料を滞納しているとき、などに該当しないこと。

(2) 整備条件

- ア 以下に該当すること
 - (ア) 保育所運営主体が、保育所用地及び建物につき、所有している又は貸与を受けていること（見込みを含む）。
 - (イ) 貸与を受けている土地又は建物については、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、登記を行わないことができる。
 - a 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上であるとき。
 - b 貸主が地方住宅公社等信用力の高い者であるとき。
- イ 抵当権が設定されている自己所有物件の活用について
 - 以下の条件をすべて満たす場合に限り、抵当権が設定された自己所有物件の活用を認める場合がありますので、ご相談ください。
 - (ア) 抵当権が抹消される具体的な見込みがあること。（根抵当は不可。）
 - (イ) 当該物件に対し、新たに抵当権を設定しないこと。
- ウ 保育所保育指針
 - 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に則った保育を実施できる環境を整備すること。
 - 特に補助型の場合は、以下の整備内容を取り入れること。自主整備型の場合も、取り入れるよう努めること。
 - ・各保育室内に手洗いを設置すること。
 - ・大人用とは別に児童専用のトイレ（児童用のサイズのもの）を設けること。
 - ・保育室内の照明器具や窓ガラス等について、飛散防止処理を施すこと。
 - ・児童及び職員の動線に配慮した設計とすること。
 - ・沐浴が可能な環境を整えること。
 - ・その他、指つめ防止、落下・転落防止策、建具などの面取り、転倒・感電防止処理、階段などの安全対策、飛び出しや不審者侵入対策など。
 - また、補助型・自主整備型に関わらず、各保育室に2か所以上の出入り口を設けた上で、保育室から建物の外までの経路が重複しないように2方向の避難経路を確保すること。
- エ 補助型の場合は、原則として一般競争入札により工事業者の決定を行っていたくなど、千葉市契約規則等を踏まえ、市の指定する方法によるものとします。
 - ・原則として、入札に参加できる者は、千葉市入札参加資格者名簿に登録されている市内業者及び準市内業者とする。
 - ・入札は、申請者及び申請者と資本若しくは人事面において関連があるものは参加できないものとする。また、第一回目の入札は、前者に加え、本工事に係る設計業務等の受託者及び当該受託者と資本若しくは人事面において関連があるものも参加できないものとする。

(3) 定員

- ア 就学前児童（0歳から5歳児）を対象とし、補助型については、定員は30人以上とすること。
 - ただし、0歳児については定員を設定せず、1歳から5歳児のみを対象とすることも可能。
- イ 定員の4割以上5割以下を3歳未満児とすること。

- ※ 近隣の入所待ち児童の状況等により定員の調整を行っていただくことがあります。
- ※ 設定された定員までの児童の入所を約束するものではありません。
- ※ 施設に余裕がある場合、定員の弾力化による保育を行っていただくことがあります。
- ※ 年齢別の認可定員を超えて、3歳未満児の受入を依頼した場合は、出来る限り協力すること。

3 施設整備について

(1) 施設整備について

別添2のとおり。なお、保育室等を2階以上に設置する場合は、別添3の基準も満たすこと。

とりわけ、次の要件に合致すること。

- ア 新耐震基準（昭和56年6月施行）に基づく建物であること。（耐震診断や耐震改修工事等により耐震基準を満たすことが確認された場合を含む。）
- イ 建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。検査済証の交付を受けていない建物の場合は、以下によること。
 - （ア）施設の延床面積が200㎡以下の場合は、建築確認申請時の設計図書一式を基に、「既存建築物の現況調査ガイドライン（第2版）」（令和7年3月）に従い、民間の指定確認検査機関、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が実施する遵法性調査の結果により、建築基準法及び関係法令に適合していることが保障されていること。ただし、指定確認検査機関以外の場合は、建築士法第23条に基づく建築士事務所の登録がされていること。
 - （イ）施設の延床面積が200㎡を超える場合、認可予定者として決定された後、すみやかに建物用途を建築基準法（昭和25年法律第201号）における「特殊建築物（保育所）」に変更すること。
- ※ 原則として、建築確認を行っていない建物である場合には、遵法性調査の結果によらず、不可とします。
- ウ 検査済証の交付を受けている建物の場合は、以下によること。
 - （ア）建物用途が建築基準法における「特殊建築物（保育所）」でない場合で、施設の延床面積が200㎡以下のときは、建築基準法の基準について、当該施設が特殊建築物（保育所）に適合するか、建築士に確認し、現行の規定に適合する旨の当該建築士による判定書（様式任意。チェックリスト形式が望ましい。）を提出すること。
 - （イ）建物用途が建築基準法における「特殊建築物（保育所）」でない場合で、施設の延床面積が200㎡を超えるときは、認可予定者として決定された後、すみやかに建物用途を建築基準法（昭和25年法律第201号）における「特殊建築物（保育所）」に変更すること。
- エ 市街化調整区域において、本事業を計画する場合は、施設用建物の新設・既存建物の転用を問わず、応募前に宅地課と協議すること。
- オ 人材、資材の需給状況を踏まえ、確実な調達先を確保する等、工期に支障のないような計画とし、令和8年4月の開所に遅れが生じないようご注意ください。

(2) 屋外遊戯場

- ア 満2歳以上の児童一人につき3.3㎡以上の専用の屋外遊戯場を設けることを原則とする。

ただし、同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難な小規模の保育所（定員59人以下）を整備する場合は、保育所の付近の公園等を、屋外遊戯場に代えることができる。その場合、当該公園等に公衆便所・手洗い場があり（近隣店舗等の設備を利用する場合は、応相談とする）、児童の歩行速度で徒歩10分程度の距離で、かつ、移動にあたり、複数の職員を同伴させる等、安全が確保されていること。また、可能な限り砂遊び、水遊びができる環境を敷地内に確保すること。
- イ 上記屋外遊戯場に代わる公園等に関する移動距離、安全管理その他の事項については、計画を立てた上で、「屋外活動に関する計画書（様式第16号）」を提出

すること。

(3) 調理室

ア 調理室の設置については、安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁等で区画すること。保育室等を3階以上に設ける場合は、調理室と他の区画とが特定防火設備で区画されていること。

イ 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日衛食第85号別添）を参考にすること、検食を保存すること等、千葉市の定める「保育所栄養士ハンドブック」の内容に基づき調理を行うこと。

ウ 調理室で調理を行うこと（調理業務を第三者に委託する場合を含む）。

※ 基準条例に基づき3歳以上児の給食の外部搬入を行う場合は、事前に千葉市と協議すること。

(4) 送迎車用駐車場及び駐輪場

近隣の状況を考慮して必要な台数のスペースを確保することとし、敷地内に設ける場合は、安全な進入路の確保に努めること。確保しない場合は、車による送迎を禁止するなど、近隣とのトラブルを防止すること。

(5) 施設整備に係る補助制度

別添7のとおり。

4 認可保育所の運営について

(1) 保育内容

ア 保育内容については、保育所保育指針を遵守し、全体的な計画及びこれに基づく各年齢の指導計画を作成、実施すること。

イ 施設長予定者が、保育所保育指針の内容について熟知していること。なお、上記指針が、平成30年度から適用されていることを十分に理解し、実践できること。

(2) 開園時間

ア 補助型

開園時間は、保育標準時間の11時間と、それ以降に2時間以上の延長保育を実施し、13時間以上とすること。

なお、本市の公立保育所・民間保育園は以下の時間を基本としています。

- ・保育標準時間（月～土） 7：00 ～ 18：00
- ・保育短時間（月～土） 9：00 ～ 17：00
- ・延長保育時間（保育標準時間・月～金） 18：00～20：00
- ・延長保育時間（保育短時間・月～金） 7：00～9：00、
17：00～20：00

イ 自主整備型

8時間以上の開園時間とすること。ただし、開園時間を8時間のみとする場合、保育短時間（8時間の保育）を希望する児童の利用調整のみとなることに留意すること。

(3) 休園日

原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日)を休園日とする。ただし当該日を開園日とし、休日保育（休日保育加算の枠組みで実施するものに限る。）を実施することも構わない。

(4) 給食

月～金曜日は給食（離乳食については土曜日も給食を行う）とし、保育所内で当日調理すること。

なお、以下の点に留意すること。

- ・3歳未満児の給食費は委託費に含まれるため、利用者から給食費を徴収しないこと。
- ・ミルク代は委託費に含まれるため、利用者からミルク代を徴収したり、ミルクの持参を求めたりしないこと。
- ・基準条例に基づき3歳以上児の給食の外部搬入を行う場合は、事前に千葉市と協議すること。
- ・外部搬入を行う場合は、保育所の設置法人と異なる法人が運営する施設から給食を搬入する場合、搬入元が営業許可を取得する必要があるため、保健所食品安全課にも相談すること。
- ・保育所内で調理業務を委託する場合は、受託先が営業許可を取得する必要があるため、保健所食品安全課にも相談すること。また、1回の提供食が20食程度以上の給食施設については、HACCPに基づく衛生管理の実施、食品衛生責任者の選任、及び営業の届出を要するため、保健所食品安全課にも相談すること。

（５）経理

ア 当該保育所専用の独立した口座を設け、資金収支計算書及び資金収支内訳表等を作成すること。また、経費には使途制限があるため留意すること。その他の経理・会計に関する事項は、別添４を参照すること。

イ 月次、年次の決算処理や日々の現金の出納管理など、適正な経理処理を行うこと。

（６）通常保育以外の保育サービス

次の事業は、「子ども・子育て支援新制度」において地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており（エを除く）、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、実施するものです。事業実施を希望する場合は、事前に千葉市と協議が必要となります。なお、補助型の募集で選考を行う場合は、イ、ウ、エの事業を実施する事業者を選考上加点することとします。

ア 延長保育事業（補助型は必須）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において保育を実施する事業

イ 一時預かり事業（余裕活用型・一般型・基幹型）

通常保育とは別に確保したスペースにおいて、家庭において保育することが一時的（月数回）又は断続的（週に２～３日）に困難となった乳幼児に対し、必要な保育を行う事業。以下の（ア）～（ウ）に分かれる。

（ア）余裕活用型

利用定員の範囲内で、不定期利用児童の受け入れを行うものをいう。

（イ）一般型

余裕活用型以外のもの（一時預かり用の定員を定めるもの）をいう。

（ウ）基幹型

一般型のうち、土曜日・日曜・祝祭日（１月１日～３日を除く）にも一日あたり９時間以上児童の受け入れを行うものをいう。

※ （ア）～（ウ）のいずれも、利用児童に応じて面積や人員等の基準を満たす必要がある。

※ ３歳以上児の一時預かりを実施する場合は、３歳未満児のスペースと区画する等工夫を要する。

ウ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業は、保育所等に入所していない０歳６か月から満３歳

未満のこどもへの遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助を行う事業。

エ 休日保育

保育所に入所しており、休日に保育を必要とする乳幼児を、休日に預かり、必要な保育を行う事業。（※保育所の事業として実施。公定価格上の加算に加え、市単独の上乗せ補助を行っています。）

※ 施設に空きがある場合であっても、市が入所決定をした児童以外に、イ以外の私的契約による児童の預かりは認められません。

（７）苦情処理

苦情解決の仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置等）。

（８）個人情報の保護について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと。

（９）その他の注意事項

ア 保護者会の設置を妨げないこと。

イ 保護者が了承した実費徴収以外の費用負担を求めないこと。実費徴収を検討している場合は、あらかじめ具体的な内容について市に相談すること。

※ なお、本市では認可保育所における上乗せ徴収を認めておりません。

ウ 運営委員会を設置すること（社会福祉法人・学校法人以外）。

エ 千葉市からの委託事業であることに鑑み、本募集要項に記載した内容以外についても随時指示・指導することがあるので、適切に対応すること。（事業者として決定されたあとに、その旨の誓約書を提出していただきます。）

５ 職員配置について

職員配置の基準については、別添５を満たすこと。なお、施設長は専従とすること（非常勤勤務や他施設との兼務は不可。事業者として決定された後に、その旨の誓約書を提出していただきます）。

また、施設長等については、以下の要件をいずれも満たすことが望ましい。（必須ではありません）

・施設長は、保育所、幼稚園、認定こども園（いずれも認可施設に限る）における１０年以上の勤務経験を有すること。

・施設長又は主任保育士は、認可保育所において、３歳未満児の担任経験を含み、１０年以上の勤務経験を有すること。

なお、安定的な施設運営を図るため、法人都合により短期間で施設長又は保育業務従事者を変更しないこと。特に、施設長は、開園から３年間は、法人都合により変更しないこと。同様の理由により、認可事業としての開始から３年を経過していない市内施設・事業所から、施設長・管理者を異動させ、本件申請に係る施設長予定者とすることは、原則不可。

６ 申請手続きについて

（１）応募資格

別添１のとおり。ただし、原則として、「３ 施設整備について（１）施設整備に

ついて」において、耐震診断や遵法性調査が必要な場合は、応募までにその結果を示すこととする。

(2) 申請手続

ア 受付場所

〒260-8722

千葉市こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟8階

電話番号 043-245-5977

イ 受付期間

令和7年7月9日(水)から7月11日(金)まで

ウ 申請書類等

別添6のとおり

エ 申請方法

可能な限り郵送により申請をしてください。なお、未着や遅延等により受付期間を経過した場合は、理由を問わず応募を受け付けません。

申請書の持参を希望される場合は、あらかじめ電話で日時を予約の上、お越しください(土・日・祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時45分まで受付)。予約をしない場合は、対応できない可能性があります。

(3) 事前相談・質問等

ア 事前相談

随時受け付けを行っております。途中段階でも構いませんので、なるべくお早目にご相談ください(要電話予約)。なお、以下の期日までに事前相談を行わない場合や、事前相談の最終日時点での準備状況から、令和8年4月1日までの開園が明らかに困難と判断した場合は、原則として申請を受け付けません。

(ア) 事前相談①：物件の概要(住所、建物の概況等)、図面(改修前のもので可)、予定定員の申告

令和7年6月20日(金)まで

(イ) 事前相談②：申請書一式を作成し、内容について確認

令和7年7月8日(火)まで

※参考 過去の申請までの相談回数 3～5回程度(記入誤り等により、申請書の修正が必要な場合、事前相談②の期間中に修正を行っていただきます。修正期間確保のためにも、少なくとも令和7年6月25日(水)までには申請書一式を一度お持ちいただくようお願いいたします。)

※ 軽微な相談・問い合わせにつきましては、原則電話、電子メール等により行うこととします。ただし、必要に応じて来庁をお願いすることもあります。

※ **事前相談①後の物件の変更・追加は認められません。**

イ 質問

質問については、質問票(別添9)を使用し、申請書提出期限の1週間前までに提出してください。回答については、取りまとめの上、幼保支援課ホームページで公表します(質問者の氏名等の公表は行いません)。

(4) 応募及び整備スケジュール

ア 事前相談① 令和7年5月14日(水)から6月20日(金)まで

イ 事前相談② 令和7年6月23日(月)から7月8日(火)まで

ウ 申請書提出期間 令和7年7月9日(水)から7月11日(金)まで

(土・日・祝日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時45分まで受付)

エ ヒアリング等 令和7年7月下旬から8月中旬予定

オ 審査結果通知 令和7年8月下旬予定

カ 補助金交付申請※▲ 令和7年8月下旬以降(結果通知後、速やかに)

キ 施設整備※▲ 補助金交付決定後から令和8年3月上旬まで

ク 市の完了検査 令和8年3月5日までに実施(厳守)

ケ 設置認可 令和8年3月下旬予定

コ 開園 令和8年4月1日

※ 都合により、日程等を変更する場合があります。

※▲ 自主整備型については、補助金交付に係る手続きが生じないため、施設整備の開始時期についての制限はありませんが、完了検査の期日を厳守するよう、十分な工期を確保してください。

(5) ヒアリング等について

提案書に沿い、保育所設置予定場所の現地確認及び2回程度のヒアリングを実施します。ヒアリングの日時は指定させていただきますのでご了承願います。実施にあたっては、施設長予定者及び原則として法人代表者が出席してください。

なお、施設長予定者の適格性等を含めて選考を行いますので、申請書提出後に施設長を変更することは原則認められません。やむを得ず施設長を変更する場合は、再度ヒアリングを行います。

※事業予定者として決定後に変更する場合は、その結果によって決定を取り消すことがあります。

(6) その他

ア 提出された資料の内容の変更は認めません。ただし、市が必要と認めたときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があります。

イ 法人の本店（本部）、保育所設置予定場所及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合があります。

ウ 本申請に係る一切の経費は、応募者の負担とします。

また、建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び開園前の職員の研修費用等法人の運営に係る費用は全て応募者の負担とします。

エ 審査結果等の問合せはご遠慮ください。

オ 提出された申請書類の中で、不開示を希望する情報がある場合は、当該情報及び不開示を希望する理由を記載した文書を提出してください。ただし、不開示を希望した場合であっても、開示請求があった場合は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）に基づき、千葉市として客観的に判断し決定します。

カ 市に提出された申請書等は、返却いたしません。

キ 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

（ア） 申請書等が提出期限に遅れて提出された場合

（イ） 申請書等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合

（ウ） 申請書等に虚偽の記載があった場合

（エ） 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

（オ） その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合

ク 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩しを行う場合は、当該法人・所轄庁の証明・許可等を受けてください。

ケ 社会福祉法人・学校法人以外が申請する場合は、市が委託する民間調査会社による企業信用調査を実施します。

コ その他必要に応じ、関係機関（官公庁・金融機関等）へ問合せを行うことがあります。

サ 審査結果通知により整備事業予定者として決定された場合であっても、その後、本要項、添付資料及び基準条例等の関係規定に基づいた保育所整備を行えなかった場合、整備事業予定者としての地位を取り消す場合があります。

シ 保育所整備を行うにあたり、千葉市保健所（調理室関係）及び千葉市消防局（防火設備関係）との相談をしてください。

嘱託医との契約や、民生委員に対する依頼にあたっては、長きにわたって密接な連携を図っていくことが不可欠ですので、依頼等に先立ち、事業者の概要や整備計画の概要、保育方針について説明するなど、丁寧に対応し、信頼関係を築いていくよう努めてください。

保育所の整備及び運営を円滑に進めるためには、地元町内自治会、近隣住民等の理解と協力が必要になりますので、原則として申請前に整備計画の説明を行い、理解と同意を得るよう努めてください。なお、事前相談時に進捗状況を確認させていただきます。

事前説明の実施内容については、「近隣への事前説明状況に係る調書」（様式第28号）で報告していただきます。整備事業予定者として決定された後についても同様の説明（決定されなかった場合は、その旨の説明）を行ってください。

整備事業予定者として決定された後、以下に該当する場合には決定を取り消すことや開園の延期、入所児童数の制限などを行うことがあります。

- 当初計画の概略配置図・平面図や資金計画、提案内容等に大きな変更があった場合
- 施設長予定者を変更した場合
- 施設整備や職員確保の進捗状況により、開園及び入所児童の受け入れに支障をきたす恐れがある場合
 - （例）建築確認申請や用途変更、違法性調査など建築法令上の手続が遅延している場合
 - （例）整備施工業者の決定が、当初計画より大幅に遅延している場合
 - （例）保育士が確保されていない場合

7 補助制度等について

（1）保育所施設整備の補助制度

別添7のとおり。なお、国の令和7年度補助要綱等が示されていないことから、補助内容や金額が変更となる可能性があることにご注意ください。

また、定員区分により異なります。詳しくは別添7をご参照ください。（定員60人以上の場合、遊戯室や専用園庭が必置となります）

（2）運営に関する補助制度等

ア 委託費

民間保育園の委託費については、施設規模・職員配置状況等に応じて概ねの額を試算できるソフトがこども家庭庁のホームページ（※）に掲載されておりますので、ご覧ください（本要項発出時は、令和4年度の金額ベースのものとなっておりますのでご注意ください）。

※ <https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jigyousha/>

なお、委託費の使途には制限が設けられていますので、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日付け府子本第254号・雇児発0903第6号 内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）の規定を遵守してください。

なお、委託費を受けるためには、基準条例のほか、確認制度に係る「千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の要件を満たし、給付対象施設であることの「確認」を受ける必要があります。

イ 民間保育園の運営に係る補助金

配置基準補助金、施設運営等改善補助金など。（別添8を参照）

※ 平成29年10月から保育士の処遇改善（本市独自の給与上乗せ）を行っています。

8 研修について

本市では、認可事業を運営する事業者（予定者を含む。）に対し、認可事業の実施にあたっての注意点等について、開園前及び開園後に研修を実施しますので、必ず受講してください。

9 選考について

（１）選考基準

「千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準に基づき審査をします。

【基本項目】

審査基準	
運営主体の適格性	経済的基礎があること
	経営者が社会的信望を有すること
	実務担当役員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること
	欠格事由に該当しないこと
職員配置の適切性	研修の機会を確保していること
	必要な職員数を配置していること
	職員の労働条件・給与に対する考え方が適切であること
運営・管理の適切性	利用者の人権に配慮し、人格を尊重した運営を行えること
	8時間以上の保育時間を確保していること
	保育の内容について、保育所保育指針に従うこと
	保護者と密接な連絡を取ることを
	施設内で調理を実施すること
	個人情報の保護について対策が講じられていること
	苦情対応のための仕組みが整えられていること
施設・設備の適切性	児童が心身ともに健やかに育成できる環境であること
	施設基準に適合していること
	必要な設備を設けていること
	保健衛生及び危害防止が考慮されていること
提案内容の実現性	提案内容の実現性が高いこと

【加点項目】

その他必要と認める事項	運営の質
	施設的环境

（２）選考方法について

千葉市は、認可保育所整備事業者について社会福祉審議会に諮問し、答申を受けて整備事業予定者を決定します。

審議会において、「不適」との答申があった場合には、整備事業予定者として本市が決定しない場合があります。

10 その他

- (1) 本募集要項の記載内容については、国及び千葉市の制度改正に伴い変更する場合があります。
- (2) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、千葉市と協議し定めることとします。
- (3) 保育所の開園後も、千葉市が運営・保育内容・会計処理等について指導を実施した場合には、その指導に従っていただきます。
- (4) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがあります。

問合せ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟8階

千葉市こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課

電話：043-245-5977 FAX：043-245-5629

Eメール seidosuishin@city.chiba.lg.jp

ホームページ 「千葉市」「保育所」「整備」で検索

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/yojikyoku/shien/hoikushoseibi.html>